

民間資金等活用事業推進委員会

第15回 事業推進部会

議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第15回事業推進部会

日 時：令和7年4月30日（水）9:56～11:53

場 所：中央合同庁舎第8号館8階特別大会議室

出席者：

【民間資金等活用事業推進委員会委員・専門委員】

北詰部会長、山口部会長代理、難波委員、金山専門委員、川口専門委員、藏重専門委員、鷺専門委員、丹生谷専門委員

【内閣府】

民間資金等活用事業推進室

笠尾室長（大臣官房審議官）、大塚参事官、網田企画官、鈴木企画官、原企画官

議 事：（1）事例から学ぶLABV活用の解説書（案）について

（2）指標連動方式に関する基本的考え方の改定について

○大塚参事官 では時間より少し早いですが、ただいまから、民間資金等活用事業推進委員会第15回事業推進部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日進行を務めますPFI推進室参事官の大塚と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、構成員8名のうち8名全員の委員、専門委員の皆様に御出席をいただいております。

民間資金等活用事業推進委員会令に規定されています定足数である過半数に達しておりますこと、部会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

議事次第の後、資料1-1、1-2、2-1、2-2、3-1、3-2、参考資料1と2を配付してございます。

資料1-1、1-2、2-1、2-2につきましては、現在策定途上のものでございますため、民間資金等活用事業推進委員会議事規則第5条及び第6条に基づきまして委員及び専門委員のみへの配付といたしまして、ホームページ上でも非公表とさせていただきます。

また、御発言の前にはお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、今回もマスコミの皆様に対しまして、全ての時間帯で公開で傍聴いただけるようにしてございます。

傍聴されている方々からの御意見、御質問につきましては、会議終了後、事務局まで御連絡いただければと思います。

それでは、以後の議事につきましては、北詰部会長に進めていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○北詰部会長 皆様、おはようございます。

次第にありますように、本日は議事が2つございます。そのうちの最初の(1)の「事例から学ぶLABV活用の解説書(案)について」を進めていきたいと思っております。

事務局から御説明をお願いいたします。

○網田企画官 PFI推進室の網田と申します。よろしくお願いいたします。

議事(1)の「事例から学ぶLABVの活用に向けた解説書(案)」について御説明いたします。

資料は、資料1-1「事例から学ぶLABVの活用に向けた解説書(案)(概要)」、資料1-2「事例から学ぶLABVの活用に向けた解説書(案)」の2点です。本解説書につきましては、今年の夏頃までに公表する予定で作成を進めており、本日はその内容について御説明をさせていただきます。

最初に、本解説書を作成する目的についてです。資料1-1の上段を御覧ください。地

方公共団体においては、人材・財源などの資源制約下において公共施設の再編や更新に向き合わねばならず、また機能集約後の跡地や活用策が決まっていない遊休地を複数所有しているケースが多く見られます。こうした要求に対応する1つのPPPの手法として、バンドリング機能を有し、持続可能な地域やまちづくりに効果的と考えられるLABV、これはLocal Asset Backed Vehicleの頭文字を取ったもので、官民共同事業体を意味しますが、このLABVの活用が挙げられます。LABVとは、地方公共団体等が土地などの公共資産を現物出資、民間事業者が資金出資を行って設立する共同事業体を指し、このLABVを活用して連鎖的に事業開発を行うことをLABV方式といいます。国内では現在このLABVを活用して事業実施に至っている事例は2件と把握しており、その活用はまだ限定的な状況です。そこで、本解説書では、国内事例の1つである山口県山陽小野田市がLABVを活用して実施している「山陽小野田市LABVプロジェクト」をモデルケースとして、同プロジェクトに事業発案段階から関与している実務者へのヒアリング等を通じて、LABVの活用におけるポイントや留意点等について整理することで、LABVの理解が一層深まることを目指したいと考えています。

次に、本解説書の構成についてです。資料1-1の左側を御覧ください。構成は「まえがき」から始まり、第1章は「LABVの概要」、第2章は「山口県山陽小野田市『山陽小野田市LABVプロジェクト』の事例紹介」、第3章は「事例を踏まえたLABVの活用に向けたポイントや留意点」、第4章は「その他参考事例」として佐賀県三養基郡上峰町の「上峰町中心市街地活性化事業」、第5章は「英国におけるLABVについて」、最後に「まとめ」としています。

それでは、各章について説明いたします。

第1章「LABVの概要」です。資料1-1の左下を御覧ください。資料1-2につきましては、2ページから14ページが該当ページとなりますので、併せて御確認ください。第1章では、LABVがどのような手法、スキームであるのかといった基本的な考え方や想定されるLABVの類型、またLABVは官民が共同出資して設立する事業体であることから第三セクターに分類されますが、第三セクターとLABVを比較してどのような点が異なるのか、そのほか、従来型の公共事業や主なPPP手法との比較を表などで整理することで、そのメリットや留意点等を把握し、LABVの活用場面等についてイメージしやすくなる内容としています。他のPPP手法との比較などを通じて、第1章の最後では「公有資産の現物出資」「公共による事業への継続的な関与」「包括的な事業範囲の設定」「柔軟な事業運営」をLABVの主な優位性として整理しています。

次に、第2章「山口県山陽小野田市『山陽小野田市LABVプロジェクト』の事例紹介」です。資料1-1の2ページを御覧ください。資料1-2は、15ページから39ページが該当ページとなりますので、そちらも併せて御確認ください。第2章では、国内でLABVを活用して事業を実施している山口県山陽小野田市の事例を取り上げ、山陽小野田市の実務者へのヒアリング等を通じて、ステップごとにポイントや留意点等を可能な限り詳細に整理しています。また、LABVは確立されたスキームはなく、制度設計の自由度が高いことから、

この第2章冒頭では、山陽小野田市が実施するスキームや考え方などはあくまで1つの事例であり、山陽小野田市の事例がLABVの全てではなく、今後、他の地方公共団体がLABVの活用を検討する際は、各検討団体の目指す方向性や情勢等を勘案しながらカスタマイズする必要があることについても、併せてコメントをしています。

この第2章は、山陽小野田市の概要、山陽小野田市LABVプロジェクトの概要、山陽小野田市LABVプロジェクトの変遷、山陽小野田市LABVプロジェクトの特徴の構成としています。

まず、山陽小野田市LABVプロジェクトの概要について説明します。山陽小野田市では、市が所有する商工センターを中心とした半径1キロメートル圏内、4か所の事業対象地を含むエリアの「にぎわい創出」を目指し、2018年から本プロジェクトに着手しています。山陽小野田市が商工センター用地、市有地ですが、こちらを現物出資、関係者2者と公募型プロポーザルで選定した事業パートナー6者が資金出資をして設立した「山陽小野田LABVプロジェクト合同会社」が事業主体となり、2024年4月にリーディングプロジェクト①と位置づけた官民複合施設、施設名称はAスクエアといいますが、供用を開始しています。なお、合同会社への出資は行っていないが、山陽小野田市立山口東京理科大学も事業検討段階から事業関係者として関与しており、産官学金が一体となって推進するまちづくりプロジェクトです。

次に、ステップごとの特徴について、資料1-2を用いて主立ったところを幾つか説明します。

資料1-2の26ページを御覧ください。事業発案段階のポイントや留意点の1つとして「座組の構築」を挙げています。山陽小野田市LABVプロジェクトは、山陽小野田市長の当該事業に対する理解や事業推進力に加えて、事業発案段階から地域のステークホルダー、具体的には商工会議所や地域金融機関を巻き込んで事業を実施しています。また、官民双方へのネットワークを有する地域金融グループがコーディネーターとしての役割を果たしながら事業が進んだ点などをポイントとして挙げています。

次に、資料1-2の28ページを御覧ください。事業検討時のポイントや留意点の1つとして「サウンディングの継続実施」を挙げています。段階に応じてサウンディングの実施目的や開催方法を工夫することで、民間事業者の意向等を踏まえながら、事業内容等を検討することが、円滑な事業検討におけるポイントです。その際、民間事業者の「関心＝事業参画」ではないという点について留意点として挙げています。そのほか、PPP/PFI地域プラットフォームを活用した「官民対話」の有効性についてもポイントとして挙げています。

次に、資料1-2の31ページを御覧ください。公募段階のポイントや留意点の1つとして「連鎖的事業の取扱い（公共性と収益性の両立）」を挙げています。LABVの基本的な考え方となる連鎖的な事業開発について、公募段階で全ての連鎖的事業の内容を決めて事業パートナーに提案を求めることは、事業パートナーにとって大きなハードルとなることが判明したことから、あらかじめ全てを決めないこと、また、連鎖的事業の機能についても、公共性だけを重視するのではなく民間にとってのインセンティブ、つまり収益性のある事

業も勘案の上、バランスよく連鎖的事業を検討することがポイントであるということを挙げています。

次に、資料１－２の34ページを御覧ください。議会对応段階でのポイントや留意点として「決まっていないこと（未来のこと）の説明」を挙げています。LABVは公有資産の現物出資により設立されるため、公有地の出資に際しては議会での審議が必要となります。先ほども申し上げましたが、LABVを活用した事業はその時点で決まっていないことが多く、その結果、多分未来はこうなるだろうといったニュアンスでの議会答弁に終始せざるを得ないこと、また答弁で用いる主語は自治体ではなくLABVとなる点を留意点として挙げ、こうした決まっていないことを議会で答弁する必要があるため、議会へのLABVや事業に対する丁寧な説明を通じて理解を得ることが不可欠であるという点を挙げています。

次に、資料１－２の35ページから36ページを御覧ください。LABV設立段階でのポイントや留意点の１つとして「市のプロジェクトへの関与方針」を挙げています。山陽小野田市LABVプロジェクトでは、市は民間の創意工夫等を最大限に活用するため、事業検討当初より、市は経営に関与しない、言い換えると、市は業務執行社員にならないことや、市は配当を受け取らないこととしています。こうした市の思いや考えは、公募段階で市が公表した定款（案）、図表38となりますが、あらかじめ情報を開示することによって、その後、官民双方が共通認識を持って意思決定等がスムーズに進んだ１つのポイントとして挙げています。

次に、資料１－２の39ページを御覧ください。事業実施段階でのポイントや留意点の１つとして「付加価値創出に向けた取組」を挙げています。山陽小野田市LABVプロジェクトは、エリアの「にぎわい創出」を目指すまちづくりプロジェクトです。多くの自治体に共通する点として、コミュニティーの担い手不足や地域活動の活性化、つまりソフト事業の在り方等を課題と捉えていますが、山陽小野田市LABVプロジェクトでは、事業検討段階から地元住民や地域企業等とのコミュニケーションをしっかりと継続してきたこと、またＡスクエア内に山口東京理科大学の学生寮が66室設置されたことにより、地域における交流促進等につながった点などを、この付加価値創出に向けたポイントとして挙げています。

ここまでの山陽小野田市LABVプロジェクトの事例紹介の説明となります。

次に、第３章の「事例を踏まえたLABVの活用に向けたポイントや留意点」です。資料１－１にお戻りいただきまして、１ページの右側を御覧ください。資料１－２は、40ページから43ページが該当ページとなりますので、併せて御確認ください。第３章では、山陽小野田市LABVプロジェクトの事例を通じて「LABVの組織体」「行政として決まっていないことを可とすることへの理解と許容」「連鎖的事業の開発に係る優先交渉権」「議会对応」「事業推進体制の持続性」「ファイナンスの重要性」の６点を挙げ、山陽小野田市実務者からのコメントと併せてそれぞれ詳細に整理しています。

第４章と第５章は、参考情報としての位置づけとなります。

第４章は「その他参考事例」です。資料１－２の44ページから47ページを御覧ください。

国内でLABVを活用して事業実施に至っているその他の事例として、佐賀県三養基郡上峰町の「上峰町中心市街地活性化事業」があります。この第4章では、上峰町中心市街地活性化事業についての概要、事業の変遷等について、上峰町職員へのヒアリング等を通じて現時点で公表可能な範囲で整理をしています。

第5章は「英国におけるLABVについて」です。資料1－2の48ページから49ページが該当ページとなります。LABVは、2010年代に英国で自然発生的に導入されていた官民JVモデルとされており、こうしたLABVの始まり等についても参考情報として記載をしています。

最後に「まとめ」となります。資料1－2の50ページを御覧ください。本解説書は、山口県山陽小野田市の事例をモデルケースとし、詳細にそのポイントや留意点等を整理したものであること、ただし、LABVは柔軟な制度設計が可能であることから、山陽小野田市モデルがLABVの全てではなく、あくまで1つの事例であることについて触れており、今後、このLABVを活用した事例が蓄積されていくことに応じて民間事業者や金融機関の視点に立ったポイントや留意点等も加筆していくという形で締めくくっています。

以上、駆け足でございますが、「事例から学ぶLABVの活用に向けた解説書（案）」についての説明となります。

本日の審議にていただいた御意見等を踏まえて、必要に応じて修正等を行った後に、先ほど御説明したとおり今年の夏頃までに公表していきたいと考えておりますので、忌憚のない御意見をよろしく願いいたします。

○北詰部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の御説明に関し、御意見、それから御質問がある委員の方は挙手をお願いしたいのですが、いつもどおり2～3名御発言いただいた後、事務局からお答えいただくスタイルにしたいということと、先ほど御説明がありましたように、ここでの御意見も踏まえて後ほど公表を予定しているということでございますので、そういった点も踏まえて御発言いただければと思います。

それでは、何か御質問、御意見等がありましたら、フロアの方は手を挙げていただいて、オンラインの丹生谷先生は挙手というスタイルで結構ですし、間を通じて入ってきていただいても結構です。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは山口委員、よろしくお願いいたします。

○山口部会長代理 青山学院大学の山口です。

御説明ありがとうございました。

この資料から山陽小野田市が非常にうまくいっていることはよく分かるのですけれども、40ページから第3章のLABVの活用に向けたポイントや留意点というところで書かれているのですけれども、私自身が一番気がかりなのは、資料1－1の「LABVの優位性と基本的なスキーム」のところの優位性で、地方公共団体等はLABVに出資者として参画するということで、継続的な関与ができるということなのですけれども、一方で、民間事業者も出資プラス運営を行う事業者が出資者として参加すると。そうすると、その民間事業者が出資者

として既得権益化してしまっていて、一番気になるのが、例えば提案内容と遂行能力にギャップがあって、提案はいいのだけれども、実際に遂行させてみたら、遂行能力が非常に乏しい。そうした場合に、そのサービスは必要なのだけれども、明らかに遂行能力が乏しいから、事業者を入れ替えたいと。入れ替えたいといっても結局出資しているので、その出資者の意向が強く反映されて、なかなか入替えが進まないという問題がある。あるいは、事業そのものが想定よりもニーズがなかった。しかし、そのスペースはあるので、そこは事業を公共として入れ替えたい。入れ替えてこういった事業に切り替えたいというところであっても、民間事業者がそれをやられるとうちの仕事がなくなってしまうからということでそれに応じないという形で、事業者の入替えや事業の入替えがうまくいかないケースがある。

LABVで、ゴーイングコンサーンで会社としてやっていきますから、民間事業者が出資者として既得権益を強く主張して、事業が硬直的になって、住民ニーズと乖離した状況が続いてしまう。それが一番LABVでやる場合の気がかりな点になりますので、この辺りはもう少しポイントや留意点のところでしっかり明記をして、そこについてガバナンスはどうするのかはちゃんと考えておいてくださいということを書いたほうがいいのではないかと個人的には思いますけれども、その辺りはどうなのかは伺いたいと思います。

以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

ほか、関連してございますか。

では、先に金山委員。

○金山専門委員 みずほ銀行の金山でございます。

山口先生がおっしゃったところにもつながるところで気にしているところがございまして、事業を組成していく段階のものはこの資料の中には書かれていると思います。具体的にはまだ事例が少なく書き切れないということで、今後の課題としていただいていると思うのですが、事業の遂行能力がいま一つで、例えば事業が途中で終わってしまう、終わらせなくてはいけないようなケースがあるときなどは、なるべく当然ながら事業継続を図っていく施策を模索していかなければならないですし、最悪の場合は事業自体を清算することもあり得る。PFIの事業ですと、この辺りも細かく事業契約などに定められているケースがあると思うのですが、LABVの場合はこれがどういう形でどこにどのように規定もしくは対応されるかは少し気になりました。

そういう意味では、連鎖的事業の開発のところに関しても、資料の9ページにも書かれていると思うのですが、PFIなどと比べると、チャートでより民のほうに事業運営や資産の保有も全部右上に寄ってしまっているのが、民間に任せているということだとは思いますが、一定セルフモニタリングを恐らく民間事業者側にさせていくということではあるものの、事業が拡大していくところをどうやって検討していき、かつ当事者でもって適正な形で承認されていくメカニズムも、民に任せるとはいえ必要なのかと思いました。

翻って、我々がファイナンスを検討する視点において、必ずこの辺を見ていく形になると思いますので、実際に運営されて何か問題が起こった場合の事業継続図る、もしくは新しいことをやる場合のモニタリングの仕組みだとかは、今後しっかりと資料なりにまとめられていくといいのかと思っております。

○北詰部会長　ありがとうございます。

では、藏重委員で、この３人までで一旦事務局をお願いします。

○藏重専門委員　藏重でございます。

まず、お礼なのですが、山陽小野田の事例に関わらせていただいた者としては、こういう形で多くの方々に公表されて、いろいろ勉強していただけることに関しては、非常にありがたいと思っています。

そういう観点で幾つかあるのですが、まずLABVというものが今後広がっていくとして、最初にやった立場からすると、悪い言葉を使うと、乱用みたいな状況になるのはぜひ避けたいと思っています。というのも、行政が土地を現物出資して１つの会社をつくる。これは通常だと第三セクターという形の会社になると思いますけれども、これまでの第三セクターというイメージが、どうしても悪いイメージが多いかと思っています。山陽小野田の場合は、当初からいわゆる悪いイメージの三セクとは違う新たな三セク像をつくろうという形で、まさに民間資金を投入したりとかして、長期安定的な事業を構築するということを一番軸にして行ってきたところです。そういう観点では、この解説書の中でもぜひアップデートをしていただきたい要素としましては、例えば官と民の経営責任や法的責任、財務負担などの範囲が明確になっていれば、そういう悪いイメージの三セクにはなり得ない部分かと思ったりしますので、その辺りが要素としてこの中に入るといいと思っています。

もう一つは、まさにその部分に関わってくるのですが、山陽小野田の場合は損失補償的なところですね。いわゆる金融機関から融資を受けた事業会社は何らかうまくいかなかった場合に、それを損失補償みたいな形で行政が何らか補償するみたいなことは、基本的にやっていない状況です。そういう意味では、まさにその金融が早い段階から入っていかないといけないと思っていまして、この留意点の中にも「ファイナンスの重要性」という形で、早期段階から金融機関とは連携することが望ましいと考えられると書いています。実は省庁さんの勉強会で質問を受けた項目から関連させていただくと、金融機関のどこに相談を求めたらいいのかという御意見が結構あります。今、内閣府が協定プラットフォーム制度という形で、全国のいろいろな地域プラットフォームと協定を結ばれて支援されていらっしゃると思いますけれども、そこには金融機関が基本的には入っていると思いますので、ぜひそこを窓口として相談を求めるみたいな、そういう細かい部分ですが、書いていただくと、より親切的な形になるかと思いました。

以上です。

○北詰部会長　どうもありがとうございます。

一括して事務局からお返しいただけますか。よろしくお願いします。

○網田企画官　ありがとうございます。

まず、山口委員からいただきました気がかりについて、事業者を入れ替えたいけれどもどうしたらいいのか、事業を将来的に切り替えたいけれどもどうしたらいいのかというところにつきましては、御指摘のとおり、現状の解説書では詳細にまだ記載されていないところでございます。今回モデルケースとして取り上げております山陽小野田市LABVプロジェクトの内容を確認しますと、LABVプロジェクトは官民が共同出資して設立している共同事業体であり、いわゆる官と民の事業契約が存在しておりません。官と民の結んでいるものが、共同開発協定書というものになっております。共同開発協定書を基に、その後、LABVを設立し、具体的には定款の中でその辺りについては定めています。特にガバナンスの点についての御指摘は、山陽小野田市にも確認を行い、具体的に公表していける点については公表することについて検討していきたいと思ひますし、そうすることで読み手にとっても具体的イメージが湧くかと思ひます。

続いて、金山委員からいただきましたように、同じく遂行するに当たってどうするのか、途中でもし止まってしまった場合はどうするのか、事業が破綻した場合はどうなるのかというところでございますが、この点につきましても、詳細な取決めは山陽小野田市もまだ事業が始まったばかりですので、詳細は決まっていないというところです。事業の方向性につきましては、協定書や定款で定めてはありますが、具体的に事業がそういった状況に陥っていませんので、この点につきましても事業の進捗をしっかりと我々としても見ていく中で、必要に応じてそういった点を追記することを今後検討していきたいと思ひています。

最後、藏重委員からいただきましたように、官と民の経営責任や官民の役割分担、リスク分担、こういった要素を入れたほうがいいのかというところでございます。事例としましては山陽小野田と上峰の2件しかございませんので、事例の進捗を踏まえて、御指摘いただいた点については追記することについて検討していきたいと思ひております。併せて金融機関の窓口について、地域プラットフォームで関与しているような地域金融機関に相談するのがよいのではなかろうかという点についても、追記することについて検討していきたいと思ひております。ありがとうございます。

○北詰部会長　これらの質問に関連して、実際にやってみたら遂行能力がさほど高くないような企業だった場合ということですが、御指摘があったのは、例えばモニタリングやガバナンスなど、ある程度事業が進んだ段階での取組について、その遂行能力や途中でのいろいろな状況変化に対する話です。今回の事例でいうと、金融機関がコーディネーターになって座組を組むというところなので、少なくとも最初の段階で分かる範囲での、例えば参加されている企業の遂行能力も全ては分からないわけだけれどもある程度は分かるわけで、その範囲での話ですね。その段階でメンバーに入ってしまったらなかなか抜け出しにくかったり、企業に対して出ていってくださいとも言いきくかたりするところもあるので、最初の段階での評価やそういったことに対するリスク対応は、同様に話題に入

れておいたほうがいいのではないかとは思ったのです。難しい話ですけども、よろしくお願いします。

○網田企画官 ありがとうございます。

今、コメントいただいたとおり、最初の段階での評価につきまして、山陽小野田市の事例についてヒアリング等を通じて確認しています。その内容では、リーディングプロジェクトと位置づけているものと連鎖的事業と位置づけているもの、リーディングプロジェクトと位置づけているものにつきましては、しっかりとやってもらわないといけないプロジェクトであるということで、プロポーザルの時点で事業者の遂行能力であったり、財務的な体力であったりというところをしっかりと把握した上で、このメンバーでは間違いないであろうというところを確認した上で選定し、実行していただいています。

連鎖的事業につきましては、幾つか民間事業者の思いという形で提案を受け付けてはいるのですが、それを必ず執行しなければならないというところまでは市としては縛りを設けていないため、そのときの状況などに応じて市とその提案いただいた内容について事業パートナーとが状況を把握しながら、柔軟に対応していける仕組みを取っているところでございます。

最初の段階での評価というところは、おっしゃるとおり、ポイントとして重要かと思っておりますので、その点が分かるような書きぶりを検討したいと思っております。

○北詰部会長 よろしく申し上げます。

川口委員、よろしくお願いします。

○川口専門委員 川口です。

LABVを少し行政的な視点から言わせていただくと、今までなかなか事例がなく、インターネットなどで調べようにもなかなか手法や方法論がなかったものですから、こういった解説書ができるというのは非常に意義があると思い読ませていただきました。

一方で、行政が今後LABVを事業化していくときに、事例が少ないというところもあって、どうしていけばいいのかとかなり路頭に迷うところが出てくるかと思います。そのときに、この解説書を見たときに、ある程度視座はクリアになっていくかと思うのですけれども、一体この後どう動けばいいのかがまだ見えづらいのかということで、先ほど藏重委員がおっしゃったように、地域プラットフォームの中の例えば金融機関を指南役に意見をいただくとか、そういった出口的なサポート体制というか、国に窓口があるというのが本当は一番いいのかもしれないですけども、どこに相談していけばいいのかが少し見えてくると、もっとよくなるのかと感じました。

○北詰部会長 ありがとうございます。

ほか、もしございましたら。

では、まずは鷺委員で、次に難波委員に行きます。

○鷺専門委員 鷺でございます。

本プロジェクトにおきましては、私の会社の前田建設工業も施工者として参画しており

ますので、その視点での意見を述べさせていただければと思います。

まず、LABVという新しいスキームを採用する事業について、従来型PFIとこういうところが違う、こういうところで使うべきだという基準といいますか思想というものを、よりさらに明確化していただければと思っております。通常の従来型PFIであれば、公共側が一番大きな施設整備費をサービス対価という形で完工後に債権・債務が確定するということをもってしてプロジェクトファイナンスによる資金調達が行われ、施工者に支払われるということが行われておりますが、このLABVの手法の場合は、そういうものが行われえないという大前提がございます。その場合、プロジェクトファイナンスが実現するのか、それとも与信力のある例えばディベロッパーのような代表企業がいって、その与信力によって資金調達するのかということについて、よりバリエーションが出てくるとは思うのですが、その辺りの議論を深めていければと思っております。

山陽小野田につきまして、具体的には自治体様が入居されることが約束されていること、またレンダーである山口銀行様が入居し、また融資を行うことを確約されている、東京理科大様の学生寮の90%の入居が保証されているというように、リスクを大分整理していただいているという前提で資金調達が行われているということがございます。

よりイギリスのような面的な開発を行うスキームとしてLABVというものを採用していくに当たって、このリスクと資金調達をどのように整理していくかは非常に重要なことになろうかと思っておりますので、これは今後の課題として、また事業が発展していく中で整理していく課題として御認識いただければということが私の意見でございます。

以上でございます。

○北詰部会長 難波委員、よろしくをお願いします。

○難波委員 御説明ありがとうございました。

東洋大学の難波です。

幾つかあるのですが、今回事例から学ぶ解説書ということで、LABVについての御説明をいただいているのですが、もし解説書と銘打つのであれば、先ほど来、事例から学んでいるというのはそうなのかもしれないのですが、現時点で想定されている懸案事項はもう少し懸案事項として書いたほうがいいのかと思います。山陽小野田で決まっていなから追記をするというよりは、現時点で想定されることはこのようなことがあるよ、でも、山陽小野田ではこのようには書いていないけれどもという触れ方のほうがよいのではないかと、まず全体を見て思いました。

特にこの前段のところで、5ページから6ページぐらいのところに関して、LABVと三セクの比較をしていただいているのですが、例えば図表5の渡部氏の論文で、三セクは債務保証などをしていますと、先ほど蔵重委員からもありましたけれども、それに対してLABVでは適切ですと書かれているのですが、実際にそうなるとは限らなくて、これはあくまでその自治体の判断になってしまうので、もしこの留意点1で原則として支出が公有財産の現物出資に限られることと書くのであれば、債務保証は本来するべきではな

いとか、そういうことも明示的に書いたほうが、三セクのこれまでのいろいろな失敗を繰り返さないという点ではいいのではないかという気がしています。

先ほど来、出ているお話に関連するのですが、41ページの「連鎖的事業の開発に係る優先交渉権」に関連したところなどで、ここが山陽小野田の場合はそうなのだけれどもというところだとは思いますが、当初のプロジェクトのみが魅力的であるが、その後の連鎖的事業に魅力がないようなケースにおいてはLABVの活用は難しいと断定的に書いてしまうのはどうなのかと思います。あくまでもそれは全体としてのバンドルした効果の話であって、後がおいしい必要があるというのは、それはあくまで山陽小野田の事例の話だけなので、そこはもう少し書きぶりを工夫したほうがよいかとは思っています。

それが後ろの5章のイギリスの書き方のところにも関係すると思うのですが、イギリスの場合は、最近だと民間事業者が途中で自分の持っている株式を公共側に売却できる、それによって早くエグジットしたいから頑張るというインセンティブを与えるローカルインセンティブバックドビークルと彼らは呼んでいるらしいのですが、そういうスキームを開発したりもしているらしくて、そういったものも含めて民間の人に頑張ってもらうための工夫をする必要があるよというところをもう少し全体として書いたほうがいいのかと思いました。

行ったり来たりして申し訳ないのですが、もう一つ、41ページの②のところで、ずっとこの書き方が気になっているのですが、公共性が曖昧であるという表現、実はずちの大学で使っている表現なので、それをどうこう言うと怒られるかもしれないのですが、正確には決まっていなくて、その都度決めていっているから、その時点では決まっていなくて、全体として曖昧だという表現は少し違和感があります。30年先まで見通して全部を決めることはできないとか、連鎖的事業に関しては決めることができないという、その時点で決められていないだけであって、ずっと曖昧なわけではないはずなので、ここの書き方は工夫していただきたいですし、概要のところでも「決まっていないこと」などという書き方は少し検討していただいたほうがよいと思いました。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

考え方あるいは実際の経験から、それから非常に具体的な御提案もありましたので、それぞれお答えいただければと思います。よろしくお願いします。

○網田企画官 ありがとうございます。

まず、川口委員からいただきました地域プラットフォームを通じて、その地域プラットフォームに参画している地域金融機関がサポート役として、まず相談窓口としていけばよいのではなかろうかという御提案につきまして、この点は先ほど蔵重委員からもいただいたところと併せて書きぶりについては検討したいと思っております。

鷲委員からいただきました今後の認識としての御意見といたしますか、アドバイスについて、いわゆるプロジェクトファイナンスの実現に向けての与信力やそれぞれの事業の内容についてというところで、これは御意見をいただいたとおり、いろいろなバリエーション

があるのかと思っております。今後リスクを整理していく点であったり、そのリスクを踏まえた上での資金調達がどうなったりするのかというところにつきましては、山陽小野田市の事例を含めてではありますが、今後出てくる事業の内容をしっかりと確認していき、必要に応じて改定を行っていただければと考えているところでございます。ありがとうございます。

最後、難波委員から幾つかいただいたところでございます。最初に、現時点で解説書と銘打つというところですので、現時点で想定しているような懸案事項が御指摘のとおりあまり網羅されていない点について、事例などを通じて、できているところはいいのだけでも、できていないところは今後どうするのかという視点は要素として必要かと思いたので、記載ぶりについて検討したいと思っております。

あとは5ページから6ページのところ、三セクと比較したときの書きぶりで、債務保証をすべきではないとか、そういう書き方の工夫みたいなところについても検討したいと思います。

また、41ページのところでいただきました優先交渉のところは、断定して記載しておりますので、おっしゃるとおり、これはあくまで山陽小野田の場合はそうなのですが、そのほかの事例に全て共通するかというと、そういうことではございませんので、書きぶりについて工夫を行いたいと思っております。

また、英国の事例のところで、ローカルインセンティブバックドビークルという形で、そういった情報を御提供いただき、ありがとうございます。民間に頑張ってもらう視点、後ろ向きではなくて前向きな民間が事業にコミットしやすくなるような視点も非常に必要な視点かと思っております。その点についても、書きぶりを検討したいと思っております。

最後の41ページの公共性が曖昧、決まっていないことについての書きぶりですが、おっしゃるとおり、あくまでその時点では決まっていないということでございますので、こちらについても書き方は工夫をしたいと思っております。ありがとうございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

難波委員とのやり取りを確認したいのですけれども、断定をすべきところ、例えば融資をすべきではないというようなところと、断定しないほうがいいところ、例えばこのLABVの柔軟性をすごく生かすためにいろいろな方々の今後の自由度を確保するというところと、どういう観点で整理をしたらいいのでしょうか。具体的に難波委員から御指摘のあったところはそれで直したらいいのだけれども、全体として解説書を今回はこのようにまとめ、さらにこれからどんだんリバイスしていく中で、どの辺りはフィックスをし、どういう考え方のところはフィックスしない、あるいは断定しないと考えればいいのかということ、何か指針みたいなものはありますか。具体的に1つずつ拾っていったら書けばいいですかね。

○難波委員 難波です。

あくまで1つの案としては、禁止すべきとかやるべきではないということはある程度明

示的に、これまでの三セクの失敗、三セクの透明性であったり、契約がないことの失敗に派生して起こっていること、これまでの三セクの整理をしていくに当たって、総務省なども債務保証の問題などいろいろなところは整理をされてきていると思うので、そこをすべきではないとそこまで断定的に書くかどうかはあれかもしれないのですけれどもね。

○北詰部会長 全体のバランスを見てね。

○難波委員 はい。これまでの経験からしてやらないほうがよい、できるだけやらないほうがよいというところではできるのかと思います。ただ、事業の組立てみたいな話になってくると、それはケースバイケースだと思うのです。

○北詰部会長 分かりました。ありがとうございます。そういうことだそうです。

それから、1個目の指摘の現時点で割と明示的な懸案事項についての書きぶりは読む側の理解を深めるためにはっきり書いたほうがよいという点ですが、これも場合によっては文章の構成まで変えてしまいそうな御指摘です。まずこれは夏頃公表するに当たっての作業の範囲内である程度明確にさせていただいて、今後どんどんリバイスをしていくときに、御指摘の趣旨を踏まえていただいて、読む側が懸案事項についてはっきりと認識されるような形で解説書を書くという立ち位置はずっと持っていていただけたらどうかと思います。

同様のことが、川口委員からあったように、今後どのように動けばいいかということに関しての情報ですけれども、これも1つの例として挙げておられましたように、至るところにそれぞれさあこれからやろうという方々にとって必要な情報はあるのだろうと思いますので、全てをいきなり最初の解説書で網羅して書くということではないと思うのだけれども、これをどんどん発展していく中で、リバイスする指針として持っておく必要があるのかと思いました。ありがとうございます。

そうしたら、丹生谷委員、お手が挙がっていると思うので、よろしくお願いします。

○丹生谷専門委員 ありがとうございます。今日はオンラインで失礼いたします。

LABVの解説書、とても有意義だと思ひまして、大変ありがとうございます。

皆さんの意見をお伺いして、もう少し具体的にしていくところだと理解をしておりますけれども、ガバナンスの視点からということで申し上げさせていただきたいのですけれども、まずこの解説書は合同会社を非常に推しているということで、それ自体は特に問題がないと思うのですけれども、合同会社というのは、ここにも書いてありますとおり定款自治でして、何でも重要なことを定款で決められるような形になっているということです。例えば意思決定が過半数でやっていくべきであるとか、損益分配をどうするかとか、そういったことを決めていく必要があるということで、慣れない方からするとなかなか難しいところが多いと思うのです。

40ページの辺りを見まして、留意点は書かれているのですけれども、これだけだとなかなか厳しいかと。民間の企業でも合同会社は株式会社に比べて圧倒的に数が少ないので、まだあまり知見がない方が非常に多いところがある中で、なかなかこれだけだと厳しいかという感じを持ちますので、例えば幾つかモデルパターンみたいなものをつくって、重要

な決めなければいけないところは、例えばこのようなパターンがありますねということをしてあげるといってあげると、なかなか難しいところがあるのかと拝見をしておりました。

2 番目に、契約書なのですけれども、今回の山陽小野田さんの事例は協定書で拘束力がないものを使っていると思うのですけれども、あとは定款という形ですね。これに加えて、恐らく枠組みとなっていく契約書はつくる必要があるということが一般的なケースだろうと思うのです。山陽小野田さんのときはこれで大丈夫だったということであまり進んでいるのだと思うのですけれども、一般的なことを考えますと、このLABVの案件ですと、その後、連鎖的にという形で事業も増えていくということになると、一般の会社とあまり違いがなくなってくる。普通にPFIなどで本当の特定の事業、プロジェクトをみんなで見ているのとは大分話の次元が違ってくると思うのです。言うならば、合弁会社に近いところだと思うのです。

合弁会社の場合、合同会社で合弁会社をつくる場合なども協定書的なものは最初に結ぶかもしれないのですけれども、そのほかに定款で決めていくことがあり、それからそのほかに契約をお互いの合意として合弁契約書または株主間、合同会社の場合は社員間契約書をつくって大きな枠組みを決めていく。こういう意思決定の仕方にするとか、組織体で譲れないところはこういうところなのとか、解散したときはどうするか、残余の資産はどのようにするかというところとか、例えば大きな違うプロジェクトをやり始めようというときには、また違う意思決定の仕方をするであるとか、一般的には大きな枠組みは契約書で決めておいたほうがいいのではないかと思います。

その中のコアの部分は、できれば条件を早めに公募段階で出してしまってお公表するという形ができれば一番いいのではないかと、事業者さんにも見えやすくいいのではないかと思います。ゼロからの出発で全部決めましょうということだと、なかなか事業者さんもリスクが見えにくい、最初に足を踏み入れるときにリスクが読みにくいところもあるかと思いますので、透明性ということを考えても、なるべく主たる条件は外に出していくのがいいのではないかと思います。

3 番目なのですけれども、モニタリングですね。これはいろいろな方向に事業が拡大していくかもしれないし、当初の段階で見えないことが非常に多い状況ですので、その後、どのようにコントロールしていくかということになると、変な方向に暴走していったりしないようにするには、モニタリングは非常に重要なのだと思います。そこで1つのサジェスションとして、外部の第三者によるモニタリング委員会を定期的に1年に一遍など開くとか、そのようなことも1つの方法として有用なのではないかと思います。要は、当初の公募段階で想定しなかったことが多く起こってくるので継続的にリスク管理をしていく必要があること、新たに次の事業をやっていくときも第三者の目から見て確認があるといいという話、それから、これは合弁会社になってきますので、もちろん両当事者とも同じ方向に向かって頑張ってやっていこうよ、利益は一緒に得ていこうよということは当

然のことなのですけれども、ただ、潜在的に利益相反がある立場にあるというのは間違いないことでして、そういった面からしても、公平な目で見てくれる第三者を入れておく仕組みは1つ有意義というか、客観性を保つし、外に対して客観性をアピールする意味でもいいのではないかと思います。そのほか、公共が行う事業として公平性、透明性が確保されているかが第三者の目線で見られていくといいかと思います。

以上の3点です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

私から一言だけ、3番目のモニタリングのところで特に気になったのは、39ページに「付加価値創出に向けた取組」があって、一体これはどうやって測って、何をもってチェックするのかが、どのPFI事業もみんなそうなのだけれども、特にバリュー・フォー・マネーでチェックしようとする、一番不得意なところですね。ですから、丹生谷委員から御指摘があったような第三者から見たときに、単純にお金回りの話だけではなくて、こういった定量的あるいは金銭的には測りにくいようなところはうまくいっているけれども、金回りはうまくいっていない場合、そのプロジェクトはどうするのだということについて第三者モニタリングの意見から聞いていくという必要もあるのかと思います。よろしくお願いします。

○網田企画官 ありがとうございます。

丹生谷委員より3点のご意見をいただきました。

1つ目は、ガバナンスの視点ということでいただいております。意思決定や、損益分配のパターンについてコメントを頂戴しましたが、幾つかのモデルパターン、現時点で必ずこうでないといけないという見せ方は難しいかと思いますが、その点については少し見せ方や追加で加える情報について検討したいと思っております。

2点目の契約書でございます。協定書と定款に加えて、大きな枠組みとして契約書があるほうがよいという点をいただいておりますので、この点については、今回はあくまで山陽小野田の事例をメインで扱ってはいるのですけれども、今の山陽小野田の契約の在り方を改めて確認した上で、御意見をいただいた契約書の在り方、現時点で山陽小野田では用いていないけれども、これはあるべきではなかろうかというような、先ほどの全体の懸念感にも通ずる点とも考えられましたので、その点については見せ方について検討したいと思っております。

3点目は、北詰部会長からもご意見いただきましたモニタリングについてでございます。山陽小野田の場合はセルフモニタリングを導入しており、第三者委員会について、これは事業を組み立てる検討段階では第三者委員会もあったほうがよいのではないかという検討は行われていたとは聞いていますが、最終的にはセルフモニタリングという形で実施がなされております。あとはセルフモニタリングに加え、金融機関が入るので、いわゆる金融機関による財務モニタリング、この2点がモニタリング方法となっています。ただ、おっしゃるとおり、官民が推進する事業でございますので、客観性を保ちながら透明性、公平

性を確保する観点からみますと、第三者評価機関を設置することが望ましいというご意見もあるかとも思いますし、先ほど北詰部会長から言われたとおり、いわゆる経済価値換算されるものは恐らく数値的に判断はしやすいのですけれども、定性的な評価というところは、特にこれはあらかじめルールを定めておかないとなかなか評価が難しいとも思います。まちづくりにおいては、特にこういった定性的な面、ソフト事業においても非常に重要な要素かと思っておりますので、この第三者評価機関についても記載ぶりというか、あったほうが望ましいということについて検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○北詰部会長 ありがとうございます。

丹生谷委員、よろしいですか。

○丹生谷専門委員 結構です。ありがとうございます。

最後に出てきましたとおり、ファイナンスが入っているとモニタリング機能があると一般的に言われるのですけれども、ファイナンスは金融のほうのプロなので、その点はしっかりモニタリングしてくださると思うのですけれども、それ以外の点でモニタリングしていかなければいけないことがこの形のLABVの場合は多いのではないかと思います、そこを手当てするような形で第三者に入ってもらいたいのかと思った次第です。ありがとうございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

これで一旦クローズさせていただきたいのですけれども、よろしいですかね。

どうぞ。

○山口部会長代理 青山学院大学の山口です。

今の丹生谷委員の御意見に関連する話で、40ページの合同会社なのですけれども、これは株式会社と、公共による現物出資で不動産の金額が高いと公共の議決権が多くなるので柔軟に設定できるほうが良いという話になるのですけれども、先ほど申し上げた懸念点との関係で、実際に民間側の議決権をどう配分するかといった場合に、運営にあまり携わっていないところはあまり責任を負いたくないから議決権の配分を少なくして、運営に携わっているところが議決権が多くなると。そうすると、結局そこに遂行能力がないとかと言っても、議決権の関係で事業者を替えたりできないというところがあるので、合同会社が望ましいとは個人的にあまりこうだと言い切れないと思うのです。合同会社を使う場合のメリットとデメリットはちゃんと明確にさせていただいて合同会社を使うのだったら使うとしないと、合同会社を推しているというのはまずいのではないかと個人的には思います。

以上です。

○北詰部会長 よろしいですか。

○網田企画官 ありがとうございます。

御指摘のとおり、現状は合同会社のいい面、メリットだけにフォーカスしておりますので、選択肢としてデメリットの部分、留意点についても記載するということで、選択肢を

読み手に与えるところは必要かと思いましたが、検討させていただきます。

○北詰部会長 バランス的に大事なところかと思えます。よろしくお願いします。

どうぞ。

○川口専門委員 非常に細かいところで恐縮なのですが、23ページに全体の事業パースみたいなビジュアルで見せられているのですが、初見の方は実際にこのプロジェクトをよく分かっていない方もいっぱいいらっしゃると思うので、全体的な施設の配置図や平面図みたいなものが少しポンチ絵的に入ってくると、より分かりやすくなるのかと思いました。

○北詰部会長 よろしくをお願いします。

○網田企画官 承知しました。

○北詰部会長 本文に入れるのか、参考に入れるのか、その辺はお任せします。

どうぞ、難波委員。

○難波委員 先ほど話し忘れたのですが、36ページから37ページにかけての事業についての優先交渉権というところで、これはあくまでも山陽小野田市さんの場合だと、連鎖的事业に対しては別途協議の上定めるという書き方しかないと思います。先ほど来、遂行能力がない事業者が入っている場合やモニタリングを含めて考えると、この優先交渉権を与えるためのプロセスはもう少し明示しないといけないのかという感じがしているので、これが40ページ、41ページのところの書きぶりになるのかもしれないのですが、そこはもう少し透明性がある形で、山陽小野田の場合はこれでやったけれどもというところは配慮していただければと思います。チェックポイントなのか、プロセスなのかご検討ください。

○網田企画官 ありがとうございます。

○北詰部会長 よろしくをお願いします。

では、一旦クローズさせていただきますが、非常にたくさんの方から御意見をいただきましたので、本議事の資料1-1と1-2については、事務局からの説明があったとおり、今回の審議及び委員からの御意見を踏まえて、修正した後、公表することを考えております。

これは修正したものを各委員が見る機会はあると理解していいですね。

○網田企画官 はい。ご確認のほどよろしくお願いいたします。

○北詰部会長 その後の公表版の微調整につきましては、大変恐縮ですが、部会長の私に御一任いただければと思いますので、一旦見ていただいた上で、その後の調整については私のほうで少し調整させていただければと思います。よろしくお願いします。

(首肯する委員あり)

○北詰部会長 ありがとうございます。

それでは、活発な御議論をありがとうございました。

議事(2)に参りたいと思います。「指標連動方式に関する基本的考え方の改定につい

て」ということで、事務局から御説明をお願いします。

○網田企画官 改めまして、PFI推進室の網田でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

議事（２）の「指標連動方式に関する基本的考え方」の改定について御説明をいたします。

資料は、資料２－１「『指標連動方式に関する基本的考え方』の改定について」、こちらを用いまして御説明をさせていただけたらと思います。

「指標連動方式に関する基本的な考え方」は、令和４年５月に公表されております。現在、その活用の実効性を高めるために改定作業を進めておりまして、本日はその主な改定内容について御説明をさせていただけたらと思っています。

資料２－１の２ページを御覧ください。御説明する資料の構成につきましては「指標連動方式に関するこれまでの経緯と改定する理由」「『指標連動方式に関する基本的考え方』（現行）の骨子」「『指標連動方式に関する基本的考え方』（現行）の課題と改定方針」「指標連動方式と他の類似する方式の主な違い」、そして「事例紹介」の構成となっています。

それでは、資料２－１の３ページを御覧ください。最初に「指標連動方式に関するこれまでの経緯と改定する理由」について御説明いたします。指標連動方式は、平成30年の経済財政諮問会議での民間議員による発言から議論が開始されまして、その後、令和元年版のPPP/PFI推進アクションプランにおいて「キャッシュフローを生み出しにくいインフラ」に関する記載が追加、その後、令和３年版のPPP/PFI推進アクションプランで初めて「指標連動方式」というワードが使用され、以降のアクションプランにおいては継続してこの指標連動方式についての記載がなされています。こうした背景より、令和４年５月に先ほど御説明したとおり「指標連動方式に関する基本的考え方」が策定されて、公表しましたが、その活用がなかなか進んでいないと思われるため、令和６年版のPPP/PFI推進アクションプランに基づいて、改定を行うことでその指標連動方式の活用に向けた実効性をより高めていきたいと考えています。

資料２－１の４ページを御覧ください。こちらは現行の「指標連動方式に関する基本的考え方」の骨子を整理しているものになっておりますので、詳細な説明は割愛をさせていただきます。

資料２－１の５ページを御覧ください。こちらが現行の「指標連動方式に関する基本的考え方」の課題とその改定方針でございます。現行の「指標連動方式に関する基本的考え方」に対しては、過去の計画部会におきまして、指標連動方式がどのような事業に適用できるのかであったり、マイナスありきではなくてポジティブ、プラス面での評価をすべきといった御意見をいただいております。これらを踏まえまして、より多くの地方公共団体や民間事業者などが指標連動方式について理解をした上で、その導入を推進できるよう、今回他の類似する方式との違いを述べた上で、指標連動方式の活用場面を明らかにするこ

と、指標連動方式に近い仕組みを導入している事例を紹介することで具体的な活用イメージを持つこと、この２点を改定の方針として作業を行っております。

資料２－１の６ページから７ページを御覧ください。ここでは、１つ目の改定方針であります「指標連動方式と他の類似する方式の主な違い」を整理しております。６ページはPPP事業を起点としましてフローチャート形式での整理、７ページはフローチャートでは表せておりません予算額の設定方法、つまりサービス対価の上限額、こういった情報を加えた表形式で整理をしています。

これらのフローチャートや表については、資料２－２の３ページから４ページに新たに追記をする予定です。

次に、２つ目の改定方針でございます指標連動方式に近い仕組みを導入している事例紹介によって、具体的な活用イメージを持つために参考となる２つの事例について、今回それぞれ関係者へのヒアリング等を通じて情報を整理しております。

１つ目の事例は、三重県桑名市の桑名市図書館等複合公共施設の事業でございます。資料２－１は８ページを御覧ください。この桑名市の事例では、サービス対価のうち、運営業務費に指標連動方式に即した仕組みが導入されている事業となっております。具体的な指標としては、図書館の年間利用者数、これを全部で８段階に分けまして、そのサービス対価が増減する仕組みを採用しています。サービス対価のメカニズムにつきましては、指標と連動しないサービス対価と指標に連動するサービス対価の上限値を合わせて予算措置を行いまして、当該年度の翌年度にその指標の達成状況に応じて受託者へ支払いが行われる仕組みとなっております。

２つ目の事例でございます。大阪府八尾市の八尾市立病院維持管理・運営事業でございます。資料２－１は９ページを御覧ください。八尾市の事例では、受託者へのインセンティブ付与が参考となると考えて情報を整理しております。インセンティブの内容につきましては、資料右側の表のとおりです。３つございます。これらのインセンティブ付与によりまして、SPCや協力企業等にとっては、病院運営に対する意識づけ、また、市、病院にとっては、自らの業務や病院運営を見直す機会となっていることから、サービス対価そのものがこの事業では指標に連動するものにはなっておりませんが、民間事業者へのインセンティブ付与といった観点から、参考事例の１つとして今回取り上げているところでございます。

これらの２つの事例につきましては、資料２－２、本編の２７ページから３０ページに追記する予定でございます。

以上、駆け足となりましたけれども、「指標連動方式に関する基本的考え方」の改定についての説明となります。

こちらにつきましても、今後修正を行った後に改定版を公表していきたいと考えております。忌憚のない御意見をよろしくお願いいたします。

○北詰部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明について、同様の方法で進めていきたいと思います。御意見、御質問がありましたら挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

山口委員、お願いします。

○山口部会長代理 青山学院大学の山口です。

御説明ありがとうございました。

分からないので確認させていただきたいのですけれども、資料2-2、本文のほうで、15ページの「(2) 事業目的別の指標の考え方」ということでア、イ、ウとありまして「指標設定の考え方」と書いているのですね。そうすると、指標設定というと、指標の種類だというイメージになるのです。ただ、中身を読んでいると、例えばアであると「管理者等が求める業務要求水準を上回る提案が民間事業者よりなされた場合には、提案内容に基づく指標設定が考えられる」とあるのですけれども、これは管理者がある指標で業務要求水準を定めて、それはクリアしますと。それ以外で事業者として別のKPIを提案した場合に、これが上回る提案ということなのか。それとも、ある指標、例えばイでいうと「地元事業者の活用や地元人員の雇用」が最低限の要求水準でこのパーセントや人数があって、事業者がそれより高い提案をしたと。つまり、管理者が定めた当該指標に関する基準値を高く事業者として提案しているのか、別のKPIを設定しているのか、2つあると思うのですけれども、これを読んだだけではどっちのことを言っているのか分からないのですけれども、これがどういう意味なのか教えていただきたいと。

特に後者の場合、例えば「地元事業者の活用や地元人員の雇用」が業務要求水準書でこの人数やパーセンテージだということを義務づけていて、実際にはそれを超えた提案をしてくださいということで定性的な評価で評価して、そうすると、事業者が提案してそれが採択されればそれが基準値になると思うので、その基準値を下回っても要求水準を満たしていればインセンティブを与えるのですかね。おかしい話だと思うのです。実際に事業者が基準値を提案してそれが認められれば、基準値が今度はスタンダードになって、そこを超えてプラスアルファになると思うのです。そうすると、3ページの図表1の「予算額の設定」というところで「要求水準を超えた場合(100%+α)を予算額とする」とあるのですけれども、要求水準だけではなくて実際に事業者が提案した指標があれば、それが基準値になるのではないかという気はするのです。この書きぶりだと、業務要求水準でこの水準があって、提案数値があって、その提案数値を下回っても業務要求水準を上回っていれば、インセンティブを与えてしまうのですかね。その辺りがこの15ページと4ページを見てもよく分からないので、説明していただけますか。よろしくお願いします。

○北詰部会長 どうぞ。

○網田企画官 ありがとうございます。

考え方としましては、3ページの表に記載をしております考え方がベースとなっております。15ページに記載しておりますところが、この3ページの考え方に基づく、委員御指摘のとおり非常に分かりにくいところにはなっておりますので、例えば少しポンチ絵で

はないですけども、その考え方について視覚的にも分かるような工夫を行うところで改善をしたいと思っております。

○山口部会長代理 結局どっちなのですか。業務要求水準書で定めた指標とは異なるKPIを事業者が提案することがこの業務要求水準を上回る提案なのか、それとも業務要求水準で定めた水準を超えて数値を提案した場合に上回るとなるのか、両方を指すのか、今の回答だとよく分からないのです。

○網田企画官 失礼しました。超えた部分は払うという仕組みでございます。業務要求水準を超えた場合は支払いがなされるという考え方でございます。

○北詰部会長 要求水準書をつくった側の指標を使うのですね。民間企業側が新たに指標を持ってくるわけではないのですね。

○網田企画官 はい。

○北詰部会長 そうなのですか。そうなのかな。

どうぞ。

○鷺専門委員 鷺です。

通常のPFIですと、提案書も契約書の一部に認定されていると思いますので、提案で我々が要求水準以上の提案を行った場合は、それがベースとなって、それが入札額にも反映されていますし、サービス対価にも反映されていると思うので、当然提案した内容が基準になるという認識です。

○北詰部会長 それは発注者側が想定した指標をそのまま使って、それを基準とするということですか。

○鷺専門委員 当初入札のときに最低限の要求水準を提示されて、提案においてそれ以上の提案をすることによって定性的評価を得る。総合評価の場合などはそうなると思うのです。その場合は、提案書自体も契約書の一部に当然なっていますので、提案で提案した内容が、それが提示した金額にも反映されているということで、それが基本契約のベースになっているというのが一般的なPFIだと認識しています。

○網田企画官 失礼しました。今、鷺委員から御指摘があった内容のとおりです。

○北詰部会長 それでいいですか。

民間企業には厳しいのだけれども、それが提案で、それで業者選定をして、その業者を決めているので、それはもうそれでなくてはいけないかと思います。

先ほどあったように、どちらかというと提案者が新たな指標であるKPIを設定してそれをやるということも含んだ両方なのではないのですか。

○山口部会長代理 先ほども御質問させていただいたように、これは「指標設定の考え方」なので、値の設定と言っているわけではなくて、どういう指標を使うかということと言うのが「指標設定の考え方」だと思うので、業務要求水準書で定めた指標とは異なるKPIを事業者が提案することも当然あり得るわけで、それはそれで認めて、それについてKPIで数値も提案してそれを超えた分と、あとは業務要求水準書で定めたKPIについて事業者が提案

した水準があつて、それを超えた場合にはインセンティブを与えると。両方の視点があると思うので、それが分かるようにこれを書いていただく必要があるのではないかということをお願いしています。

○北詰部会長 委員の御指摘は、それが前提なので、それを分かるように書いてくださいということで、よろしくお願いします。

○網田企画官 はい。

○北詰部会長 ありがとうございます。

分からないところの御質問だったので、これは1対1でお答えいただきましたけれども、ほか、もし全体としてございましたらよろしくお願いします。

川口委員、お願いします。

○川口専門委員 川口です。

これは指摘というよりどっちかという質問に近いのですが、例えば桑名市さんの事例が27ページ、28ページに書かれているのですが、行政側で制度設計に対してインセンティブを与えるという考え方は非常によく分かるのですが、具体的に桑名市さんがこれぐらいの指標を設定したときに、予算的に何%ぐらい上がっているとか、そういった細かい数値は記載しづらいものなのですか。なかなかこれを見てどうしようかと思ったときに、いかほどの、例えば1億に対して100万なのか、1000万なのか、倍なのかみたいなことがどれぐらいのところで動いているのかがもう少し見えると、もっと分かりやすくなるのかというところでした。

○北詰部会長 ありがとうございます。

ほかにももしございましたら、まとめて対応したいと思います。

難波委員、よろしくお願いします。

○難波委員 東洋大学の難波です。

今回のこの改定に関して、いろいろこれまで指摘をしてきた話を盛り込んでいただいて、例えば民間事業者がリスク管理できるところをちゃんと評価しましょうというところとか、対価の話とかに関していろいろ御対応いただいて、ありがとうございます。

一方で、先ほどの山口先生のお話にも関係するところなのですが、10ページから11ページにかけてのところ、このサービス対価の積算という部分が恐らく先ほどのKPIなどと密接に関係するところ、今、川口委員からお話があったところにも関係するところなのだと思うのですが、これはもう少し丁寧にかみ砕いたほうがいいのかと思っていて、ここで書かれているのは、まずは管理者が自分たちでやる場合、いわゆるPSCの設定の部分、あるいは例えば維持管理を包括で出したときに指標連動にするときだと現状の管理水準が基準になってくるのだと思うのですが、それを超えた場合にはちゃんとお金を払ってくださいとしかここには書いていなくて、でも、そこはもう少しちゃんとかみ砕いてあげたほうがよいのかという感じがします。

ここの表現自体も少し分かりづらくて、今のPSC、現状の管理水準をもう少しちゃんとア

セスメントしなくてはいけないよというところも本来であれば踏み込んで書くべきで、自分たちがパフォーマンスとして100点を取っていないのに、今、予算は100万円ついていまずということが、民間には100点を求めて100万円からマイナスしていくことしか求めているというのが今までの指標連動方式の課題だったと思うので、そこをまずちゃんと自分たちでアセスメントをして、その上で必要な支払いをする。それに当たってはどれぐらいの指標の到達度だったら幾らなのかをきちんと客観的に示していくことが必要なのだということが、もう少し全体として書かれるべきかと思います。

それと関連して、14ページの「指標設定の考え方」というところになってくるのだと思うのですが、1点御検討いただきたいのが、指標連動方式は通常であれば複数年契約で行われるケースが大半だと思うので、そのときに民間から提案をいただいたKPIあるいは要求水準で定めたKPIというものが出てくるのだと思うのですが、実際に事業を始めてみると、意味のないKPIは実は山ほどあって、それをずっと測り続けることが世の中の大半だと思うのです。ですから、本当はKPIを見直すとか、それを調整する期間が本来あったほうがよくて、そういったものが日本の事業はなかなか得意ではないのですけれども、特に選定時点からKPIが動いたときに、その評価がよかったのかという議論になってしまいがちなのですけれども、少しそういったものも、特に指標連動方式はそれがよりどころとなって支払いに関わってくるので、もう少しチューニングできるための仕組みを考えていくことが必要かと思いました。

まとまりがないですが、以上です。

○北詰部会長 では、この2人の御質問について、よろしくお願いします。

○網田企画官 ありがとうございます。

まず、川口委員からいただきました桑名の図書館の運営事業費に占める指標連動が全体の何%なのかというところですが、その情報の公表は難しいと思っています。ただ、ヒアリングのときに把握している情報としましては、ごく一部であり、議会への説明の際も、あまり議論にならないレベル感でのパーセンテージであるところは確認ができております。

次に難波委員からいただきましたところでございます。まず、10ページ、11ページのところ、サービス対価の積算のところですが、御指摘いただいたとおりもう少し丁寧にといいいか、かみ砕いて、初めて見た方もしっかり理解できるようなイメージしやすいような記載ぶりが必要かと思っており、示し方については検討したいと思っております。

もう一つが、14ページ目のところで、これはアドバイスいただいた点として、いわゆるKPIの見直しができるような少し柔軟な設定、そこについての言及についてのコメントかと思っております。こちらの点については、おっしゃるとおり指標連動でまさにそこに向けて民間事業者としてもインセンティブとじて取り組む、取り組まないというところが大きなところかとも思っておりますので、その妥当性というか、KPIそのものに対する考え方みたいなところについてチューニングできるかどうかの記載については、いただいた御意見を踏まえて記載ぶりを検討したいと思っております。

○難波委員 先ほど話し忘れたのですが、今の14ページと32ページ以降の具体的なイメージというところに関連してなのですが、特にインフラ系の維持管理に指標連動を入れた場合でクレームベースのものに関しては、サービス水準が上がってもクレームは実は減らない、どんどん要求が上がってくる、いわゆるスコープクリープが割と起こりがちなのです。それがあくまでクレームだけをベースにしていくと、要求だけがどんどん過剰になって、でも一切支払いがないということになりかねない、あるいは手が回らなくなってそれに対応ができなくなったら罰則がつくということになりかねないとなるといけないので、そこに関して、これは割とウォーターPPPのところでも話をさせていただいているのですけれども、スコープというか要求水準自体をちゃんとここで管理しようねということを目線を合わせる場が必ず必要になるのではないかと特にインフラ管理系のものでは思っています。

○北詰部会長 よろしいですか。書きぶりが難しいかもしれませんが。

○網田企画官 いただいた御意見を踏まえて検討いたします。

○北詰部会長 「目線を合わせる」という言葉はとても使いやすい言葉かと思いますので、そういう形で御対応いただければと思います。

私もKPIを期間中に見直していくのは賛成なのだけれども、例えば事業期間が10年あって、5年ぐらいたったときは、最初に設定した自治体の職員はほとんどいないのではないかと思うので、そういうところで割と無邪気にKPIを変えてしまうと、最初の思想を失ってしまいそうだという危険もある。でも、一方で、おっしゃるように意味のないKPIをただひたすら追いかけるのも問題なので、その辺のバランスはとても難しいのですけれども、当該の事業の趣旨に合うようにふさわしいKPIを設定していくという形で進めていかなければと思います。えてして測りやすいほうとか、無意味なほうに行ってしまう場合もありますので、その辺は気をつけていただければと思います。

ほかにも委員の御質問、御意見がございましたら、いかがでしょうか。

鷺委員、よろしくお願いします。

○鷺専門委員 鷺でございます。

私の場合、質問ではなくて意見を述べさせていただければと思います。指標連動方式とプロフィットシェア・ロスシェアのこの2つの方式についての御意見でございます。

先ほど、難波委員からもありましたとおり、指標連動方式はインフラのPPPに関しても非常に有効な手段であるということは皆さんの認識は一致しているところだと思うのですが、ただ実際にどのように導入していくかというところになりますと、非常にハードルが高いと考えております。

例えば道路包括であるとか、先ほどのウォーターPPP、水道関係のところを例に取りますと、収益を上げない道路、国道、県道、市道みたいなところになりますが、例えば民間のノウハウを活用することで一定程度不具合の発生率であるとか、不具合を未然に防止しましたみたいなものを実現することでインセンティブをいただくというのは、言うのは簡単なのですが、では、民間のノウハウを活用しなかった場合、どの発生率になっていて、何

に手をつけたことによって発生率がどれだけ下がったかという定量的な数値を示すのは非常に難しいのではないかと考えています。これは水道もそうでございます、例えば管路みたいなどの事故が最近増えておりますが、これが民間のノウハウを活用するとどれだけよくなるのかを定量的に示すのは非常に難しいと考えています。

ですから、この部分に関しては、本当にその専門家、非常に高度な専門性が求められると思いますので、そういう専門家の方の御意見であるとか、そういうものを追って聴取していただいて、より具体的な方向性をお示しいただくように進めていただけないかということが1点要望といいますか、意見でございます。

プロフィットシェア・ロスシェアにつきましては、事例で記載してあります愛知県有料道路を代表企業として前田建設が実施しておりますが、例えば愛知県の有料道路に関しましては、トラックレコードという形で今までの実績がありまして、それを公共側で、道路公社さんですが、このぐらいの伸び率で増えていくのではないかと思いますものをお示しいただいて、それを入札段階の官民の個別対話、これは4回行われましたが、そこで計画値を精査していくということが行われました。それで、プラスマイナス6%というプロフィットシェア・ロスシェアが定められているという認識です。

一方で、同じ愛知県の国際展示場のコンセッションというプロジェクトがございまして、これは新規の新しい展示場を整備するということですので、トラックレコードがないというところでしたので、5年間は取りあえず運営をしてみて、5年間は赤字補填をしていただけるのですが、今年度からなのですけれども、プロフィットシェア・ロスシェアという計画値を官民で協議をして定めて、そこでプロフィットシェア・ロスシェアの15%を適用するという柔軟な対応を入札の条件としていただいております。

このように、新規のものであるとか、もともとのトラックレコードがあるようなものは扱いが変わってくると思いますし、プロフィットシェア・ロスシェアというのはコロナのときも結構有効に働いて、ロスシェアにうまく道路のところはフィットする形で民間の経営を下支えすると。逆にそうではない場合はプロフィットシェアのほうを道路事業でお支払いしていくみたいなこともなっておりますが、この設定がうまくはまると非常に官民の連携のプロジェクトとしては有用であると経験上私どもは考えておりますので、ぜひこのところも様々な事例が増えてくると思いますので、より精査していただいて、今後反映していただければと思うところでございます。

私からは以上でございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

丹生谷委員、よろしくお願いします。

○丹生谷専門委員 丹生谷です。

少し難波委員のところとお話が近くなってくるのですけれども、指標連動メカニズムでやっていくときに、インセンティブとして機能させるのに非常に大事なことは、事業者がコントロール可能な事項にKPIを限ることがマストなことで、そうでないとインセンティ

ブのシステムとしては働かなくなってしまうということだと思うのです。そういう意味では、基準設定を合意によって定期的に見直しをして調整をしていくメカニズムは必要なのではないかと思っていて、これは事業者にコントロール不可能なものが入っているのではないかということは実際にやり始めてみないとなかなか分からないところもあると思うのです。ですから、案件の内容にもよるかと思いますが、物によっては当初1年やってみたところぐらいで1回見直しをするとか、例えば民間企業などで実際にKPIと言われるものは毎年のように見直しをするわけなのですから、そこまでしなくてもいいかもしれないですが、ただ、インセンティブとして働かせていくという意味では、両者が納得してやっていかないと意味がないものなので、早めに見直しをするというメカニズムを入れて、それで実際にこれでインセンティブとしてワークしているかどうかを探していくことが必要なのだと思います。

例えばトラブルが起こった場合はというような書き方をするとしますね。でも、どのようなトラブルが起こるかはやり始めてみていろいろと分かってくるところがあるわけなのですから、そういうものは今までの事例からしますと、比較的事業者にしわ寄せが来やすい、事業者としてコントロールできないようなことであってもしわ寄せが来やすいところがあると思いますので、知見を深める意味でも議論の場を多く設けていくことは大事なのではないかと思います。

それと、今のところ事例が圧倒的に少ないので、ほかの事例が積み重なってくるに従って、今後も横展開で情報共有、ノウハウの共有をしていくことが非常に大事だろうと思います。

以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

御意見中心のコメントだと思います。御対応をよろしくお願いします。

○網田企画官 まず、驚委員からいただきました2点の指標連動方式に対するコメントとプロフィットシェア・ロスシェアに対するコメントでございます。その中で、特に指標連動につきましては、高度な専門家ですね。分野によってはなかなか自治体と民間だけでは評価、判断しづらい部分もあるかと思いますので、そういった高度な専門家の方の意見も取り入れていくところは必要かと思いますので、その点についてしっかり加えていくことを検討していけたらと思っております。

丹生谷委員からいただきました点でございます。特にこの指標連動のメカニズムのところで民間にインセンティブを感じてもらおう点としましては、事業者がコントロールできる指標に限るといった点のコメントでございます。この点はそのとおりかと思っておりますし、また事業の始まった早期のタイミングで見直しをするような場面であったり、官民双方で議論したりするような場面、場をつくっていくというところにつきましては、先ほど難波委員からいただいた御意見にも通ずるところかと思っております。

この点につきまして、事例の積み上げと情報共有ですね。事例が積み上がっていったら、

その情報を積極的に自治体や民間事業者に開示していくところも必要かと思っております。PFI推進室としまして、例年各自治体に対して実施しているアンケートがございます。この中の項目に、この指標連動やそれに準ずるようなメカニズムを導入している事例の検討を行っている、もしくはそれに類似するようなものを取り入れているというような情報をまずは集める必要があるかと思っておりますので、それを今年度、実施するということでございます。そこで把握した事例についてはしっかりと情報を積み上げていくというところと、情報をしっかりと展開していくというところ、この点については行ってきたいと思っております。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。よろしいですね。

藏重委員、よろしくお願いします。

○藏重専門委員 藏重です。

私は切り口が違って、これをどう運用させていくかという観点で少し意見させていただきたいと思っていますけれども、まさに今、事例をつくる時期だと思っています。そういった意味では、この指標連動方式は誰に一番インセンティブがあるかという、民間事業者だと思います。いろいろな案件に民間事業者にやる気を持っていただいて、それを行政に提案していく形が理想だと思っていますけれども、そういう案件をつくっていくところに少し色をつけて、内閣府さんで案件形成の支援をしていただくとか、そういった形がすごく有用ではないかと思っています。私が取り組んでいるところでいうと、地域プラットフォームのいろいろな官民対話の場面などでやっていますけれども、そういう場で行政と民間が対話する中のネタとしてこういったものも入れながら、案件形成をサポートしていくこともすごく重要かと思っています。

先ほどからお話になっているとおり、こういう考え方を共有するかが一番のポイントだと思っていますので、今後私もやっていきたいと思っていますし、ぜひ国からも御支援いただけたらと思います。

以上です。

○北詰部会長 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

では、今の御指摘というよりもコメントですけれども、どうぞ。

○網田企画官 コメントありがとうございます。

藏重委員からは共有をどうしていくのかというところと、いわゆる地域プラットフォームの対話でのネタづくりであるとか、あとはそこに向けて少し国としても色をつけて支援をというコメントだったと認識をしております。先ほどの繰り返しになりますけれども、まずはどういった事業があるのかを把握するというところと、積極的に指標連動やそれに準ずるような考え方を導入しようとしている自治体、もしくはそれを自治体に対して提案しようとしている民間事業者、そういったところのためになるような支援を考えていけたらと思っております。御意見ありがとうございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

これでよろしゅうございますね。

では、議事（２）につきましても、ここでクローズとさせていただきます。

これも同様でして、資料２－１、２－２については、事務局から説明がありましたとおり、今回の審議及び委員からの御意見を踏まえて、修正した後、公表するという事になっております。先ほどと同様で、その公表版はまた委員の方に見ていただく機会があり、その上で、微調整につきましては、引き続き部会長の私に御一任いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

（首肯する委員あり）

○北詰部会長 ありがとうございます。では、そのようにいたします。

これで議事２つは終わったのですが、報告が１件ございまして、「PPP/PFI地域プラットフォーム設置・運用マニュアル」の改定について御説明いただければと思います。

鈴木企画官、よろしくお願いします。

○鈴木企画官 内閣府企画官の鈴木です。

それでは「PPP/PFI地域プラットフォーム設置・運用マニュアル」の改定につきまして御説明いたします。

資料３－１を御覧ください。

まず、このマニュアルを改定することになりました背景について御説明します。令和６年改定版のアクションプランにおけます４つの主要事項の１つの「PPP/PFIによる地方創生の推進」の中で、地域プラットフォームの効果的な運用に向けた取組が盛り込まれております。地域プラットフォームを効果的に運用しまして、構想段階から継続的・安定的に官民対話を行いまして、具体の案件形成につなげる取組を支援する必要があると考えております。その具体的な施策の１つとしまして、このマニュアル、令和５年６月に改定を１回してございますが、それから２年がたっておりますので、地域プラットフォームに関する取組実績を反映させたということで改定を行うものでございます。

概要資料の中段以降に、マニュアルの今回の改定の概要を示してございます。３つに分類してございます。地域プラットフォームの設置を支援するための主な追加事項、地域プラットフォームの効果的な運用を支援するための主な追加事項、地域プラットフォームのさらなる活用のための主な追加事項ということで、３つに整理をさせていただいております。

それでは、資料３－２、マニュアル本体を使いまして、今回の改定について御説明をさせていただきます。

まず、改定の１点目、地域プラットフォームの設置を支援するための主な追加事項を説明させていただきたいと思っております。

資料の21ページをお開きいただきまして、地域プラットフォームの設置に向けた機運の醸成ということで整理をさせていただいております。地域プラットフォームを自律的に運

用するためには、設置前の機運醸成、理解向上を図る取組としまして、セミナーあるいは官民対話等の機会を設けまして、地域内の参加対象者の方々に知識習得をしていただいたり、地域プラットフォームの取組を知ってもらったり、官民対話、官民双方のネットワークの構築を行う、こういった取組が有効かと考えておりまして、そういったことを書いてございます。

次の22ページにも整理してございますが、特に市町村長を集めましたセミナー、こういったものを行うことで、その後のPPP/PFI推進のための取組に大きな役割を果たすと考えてございます。

続いて、33ページをお開きいただきますと、地域プラットフォームの構成員としての参画意義の再整理をしてございます。地域プラットフォームの取組は地方公共団体が主導するケースが多いですが、それ以外の構成員が主導していくケースも考えられます。特に計画部会でもいろいろ御指摘がございましたが、地域金融機関あるいは大学関係者の方々が主導的な役割を担うケースが想定されまして、これは非常に運用上重要なことでございます。地域プラットフォームの施策が始まってしばらく経っていることから、改めてという意味で32ページの図表25に構成員の役割、参画意義を整理させていただいております。

続きまして、2点目の改定の地域プラットフォームの効果的な運用を支援するための主な追加事項を説明させていただきます。

58ページをお開きいただきますと、地域プラットフォームの自律的な運用に向けた機能拡充について示してございます。地域プラットフォームを地域自ら自律的に運用しまして、地域にとって効果的な仕組みとするために、必ずしも設置当初から全ての機能を具備しなくてもいいかと考えておりまして、域内の地方公共団体あるいは民間事業者のニーズや状況を踏まえまして、徐々に機能を拡充していくことが重要になるかと思っております。そのためには、地域プラットフォームの現在の状況を把握しまして、目標とする地域プラットフォームの姿までの計画を立てることが重要でありまして、そのプロセスの例示を59ページの図表44に整理をさせていただいております。

続いて、60ページから65ページにわたりますが、案件形成のための情報発信の取組ということでありまして、官民対話の最初のアクションとしましては、継続的に官側から候補案件に関する情報発信をすることが重要だと考えています。例えば、ロングリスト、ショートリストといった事業化の可能性がある事業リストを作成しまして、地域プラットフォームを通じてそれらの候補案件に関する詳細情報を提供する仕組みが有効かと考えております。その辺りを先進的な地方公共団体の事例を活用して60ページ、65ページの辺りに整理をさせていただいております。

続きまして、地域プラットフォームにおける工夫した取組事例ですね。71ページ、72ページあるいは86ページから122ページにわたってございます。地域プラットフォームの設置から具体的な運用に至るまでの様々な視点から、現在活動中の地域プラットフォームにヒアリングをしながら整理してございます。他の地域プラットフォームが工夫している取

組を参考にいただきまして、効果的・効率的な運用に役立てていただきたいと考えております。

続きまして、３点目、地域プラットフォームの更なる活用のための主な追加事項について説明をさせていただきます。

広域型の地域プラットフォームの活用につきましては、73ページから75ページに整理をさせていただいておりますが、アクションプランの中で分野横断型・広域型PPP/PFI事業の形成促進が提示をされたということがございますので、広域型の地域プラットフォームの有用性などを整理しております。

その次の76ページから78ページ辺りですね。こちらについては、広域型の地域プラットフォームの形成方法あるいは地域プラットフォーム同士の連携した取組といったものを整理してございます。

次の79ページから81ページ辺り、官民対話の活用促進ということで、民間提案制度を地域プラットフォームと連携して活用している事例ですとか、あるいは115ページから117ページ辺り、地域プラットフォームの官民対話で実際に使われている様式や作業フロー、こういったものを整理させていただいておりますので、それぞれ実務の参考になるかと考えております。

以上、駆け足ですが、主な拡充のほかにも最近の取組事例を参考にしながら必要に応じて修正を加えたということでございます。

最後、概要に戻っていただきまして、このマニュアルについては、今後内閣府のホームページに掲載をさせていただきたいと思っております。それとともに、全国の地方公共団体、それから金融機関、地域プラットフォームの皆様方に情報提供したいと考えてございます。このマニュアルをぜひ活用していただきまして、特に各都道府県の方々におかれましては、広域型の地域プラットフォームの形成・運用を行って、地域プラットフォームの活動が各地域内に行き渡るように主体的に参画していただきたいと考えてございますし、既に地域プラットフォームに参画している地方公共団体や金融機関などの皆様におかれましては、他の地域プラットフォームの活動事例を参考に地域プラットフォームの取組をより活性化していただきまして、具体の案件形成につなげるための官民対話などの取組を積極的に推進していただきたいと考えております。

説明は以上となります。

○北詰部会長 どうもありがとうございました。

これは報告案件ではございますけれども、委員の先生方から御質問、御意見を伺いたいと思います。これは御意見のある方の御意見を伺って、一括して最後に事務局にお答えいただくスタイルにしたいと思いますが、何か御質問、御意見がありましたら。

では、難波委員。

○難波委員 東洋大学の難波です。

この改定に盛り込んでいただくべき要素、いろいろ書いていただいているのかと思いま

す。

1つお伺いしたいというか、そういう活用方法を検討できますかというところをお聞きしたいのですが、「地域プラットフォームの更なる活用」の73ページからの分野横断型・広域型というところで、昨今、特にウォーターPPPなどの議論の中で民間側を主導とした広域化を進められないかという議論が、1つの自治体で既に受託をされている事業者が近隣市などで活動をしていくということをやっていきたいという話がちらほら出ている中で、自治体もそれに期待しているところがあるようなのです。特にSPCを設置している場合に、既存の自治体の事業を受託するためにSPCをつくっていますというところがほかのところに参画をしていく場合にどうしたらいいのか、まだそのところは十分には整理されていないと思うのです。

その中で、1つうちが関与している自治体で、既存の自治体と新規に発注をしようとしている自治体との間で覚書なのか協定なのかを結んでくれみたいな話が少し出ている、そのケースではそれにすごく違和感を覚えていたのです。これから民間事業者が出てこようとしているところで、これから発注をする事業者が発注者と受託者になり得るところが、その既存の発注者との間で協定を結ぶというのは、すごくいびつな構造に見えたのです。例えばそれをこういった地域プラットフォームで広域でやっているところであれば、地域プラットフォームの中で何らかの協定を結ぶことによって、そういった将来的に近隣に広げていくことに使えれば、そのほうがより健全なのかと聞いていて思ったのです。そういったことも何らか発展形の中で検討していただくことができるかと思いました。

以上です。

○北詰部会長 御意見、御質問のある方に全員御発言いただいた後にまとめて聞きたいと思います。何かございましたら。

では、金山委員。

○金山専門委員 みずほ銀行の金山です。

今のお話につながるところなのですが、ウォーターPPPなども頭には私もあるのですが、地域横断型・広域型の地域プラットフォームなどをつくる中で、加えてそこに民間の提案の話もうまくコラボレートしながら進んでいくような仕組みが今後できていくといいかとは思っています。

例えば、自治体間で物事を進めるとなると、何か一緒に話し合えるようなまずプラットフォームがないと、なかなか広域化は進んでいきませんし、一方で、一緒に組んでも、何を題材にして何を具体的に挙げていくか、公共側も進めづらいところがあるかと思うので、なるべく民間からも提案させるようなことを促すような場があるといいのかと思っています。かつ、そのためには恐らく公共側からも必要な情報だとかデータだとかを地域プラットフォームの中に民間に提示をしていく仕組みも併せて必要かと思っていますので、これは意見でこれを今後今すぐ織り込んでほしいということではないのですが、そういったものを促すような仕組みができていったらいいと思っています。

以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

丹生谷先生もよろしいですか。

○丹生谷専門委員 結構です。ありがとうございます。

○北詰部会長 分かりました。

では、それについてお答えいただければと思います。

○鈴木企画官 難波先生と金山先生から御意見をいただきまして、ありがとうございます。
た。

「地域プラットフォームの更なる活用」ということで、特に79ページ辺りから民間提案制度を取り入れている実際の地域プラットフォームにヒアリングしてマニュアルを作っているところでございますが、今後ウォーターPPPなど、官側もそうですし、連携して取組をしなくてはいけませんし、その取組に対して民間からしっかり提案をいただいて対応していくことも大事だと思います。全ての地域プラットフォームに協定を結んで取組をしていただくということでもないかもしれませんが、そういった1つの取組事例などを参考にしながら促せるようなことも、今後マニュアルの改定の時期等がありましたら、そういった事例も参照しながら記載をしていくといったことで考えていきたいと思ってございます。

どういう事業かというのは、さっきのロングリストやショートリストの話もありまして、公共側からの情報発信は大事だと思うのですが、その基礎情報に対する民間からの積極的な提案で、民間のノウハウを生かした事業が生まれてくると思いますので、そういった場もぜひ設定できるような活動につながるように、我々も普及啓発していきたいと考えてございます。ありがとうございます。

○北詰部会長 ありがとうございます。

難波委員も発展形でという言い方もされておられましたし、金山委員も御意見ということだったので、今、御用意いただいた報告資料を大きく変えるという形の御意見ではなかったのかと思いますので、御提示いただいた資料をベースに、微修正はあるかもしれませんが、資料として整えていただければと思います。どうも御議論をありがとうございました。

それでは、本日の議事、報告は以上とさせていただきます。積極的に御議論いただきまして、ありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

○大塚参事官 本日も活発な御議論、御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

それぞれの文書に御意見を反映をさせて、また皆様に御確認いただき、さらに部会長の御了解を得た上で、公表という進め方にしていきたいと思います。

次の日程や議事につきましては、部会長と御相談の上、決まり次第、委員の皆様方にお

知らせしたいと思います。

それでは、本日は以上で閉会させていただきたいと思います。誠にありがとうございました。